

第 2 2 期 第 1 8 回青森県西部海区漁業調整委員会議事録

1 日 時 令和5年1月30日（月）午後1時30分

2 場 所 青森市新町1丁目11-22
アラスカ会館 2階「ガーネット」

3 出席者

区 分	職 名	氏 名
委 員	会 長	富 田 重 基
	会長代理	立 石 政 男
	委 員	古 川 今 日 志
	〃	福 田 隆 一
	〃	田 村 義 夫
	〃	柴 田 武 信
	〃	佐々木 信 昭
	〃	山 本 幸 宏
	〃	尾 野 明 彦
	〃	野 土 一 公
	〃	堀 内 精 二
	欠席委員	西 崎 昭 一
	〃	黒 滝 洋 子
〃	東 信 行	
〃	竹ヶ原 公	
事 務 局	事務局長	長 根 幸 人
	主 幹	出 町 英 志
	主任専門員	八 島 美 奈 子
県 側	水産振興課	副 参 事
		総括主幹
		主 幹
		主 幹
	西北地方水産事務所	所 長
	下北地方水産事務所	副 所 長
		三 橋 潤 一 郎
		清 藤 真 樹
		東 野 敏 及
		山 形 呈 太
		蝦 名 浩
		田 村 直 明

4 提出議案

議案第1号：漁業許可の制限措置の内容等について（諮問）

議案第2号：青森県西部海区漁場計画について（諮問）

議案第3号：令和5管理年度におけるくろまぐろ知事管理漁獲可能量の当初配分について（諮問）

議案第4号：令和5管理年度におけるくろまぐろ知事管理漁獲可能量の変更に係る事前諮問について（諮問）

議案第5号：西部海区管内におけるいか釣り漁業の光力規制の指示について

議案第6号：西部海区管内におけるいか釣り漁業の操業の指示について

議案第7号：西部海区管内における自家用釣餌用いか釣り漁業の操業の指示について

5 審議結果

第1号議案：原案どおり答申することに決定された。

第2号議案：令和5年2月20日に公聴会を開催することに決定された。

第3号議案：原案どおり答申することに決定された。

第4号議案：原案どおり答申することに決定された。

第5号議案：原案どおり委員会指示を発動することに決定された。

第6号議案：原案どおり委員会指示を発動することに決定された。

第7号議案：原案どおり委員会指示を発動することに決定された。

6 議事の経過

会 長

それでは、ただ今から、第22期第18回青森県西部海区漁業調整委員会を開催いたします。

委員会開会の御案内を申し上げたところ、委員の皆様には、御多忙の中、またこの悪天候の中、御出席をいただきまして誠にありがとうございます。感謝いたします。

本日の委員会は、先ほど事務局から説明があったとおり、議題として議案7件と報告事項1件が予定されていますので、委員各位の御協力と県の適切な御助言をいただきながらスムーズに進めて参りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

本日は、委員数15名のところ、過半数を超える11名の委員の御出席をいただいておりますので、漁業法第145条第1項の規定に基づきまして本委員会は成立しております。

次に、委員会規程第13条第2項の規定により、議事録署名人を選出したいと思いますが、これまでの慣例により、私から指名してよろしいでしょうか。

委 員

(「異議なし」の声あり。)

会 長

ありがとうございます。

それでは、今回の議事録署名人といたしまして、堀内委員と古川委員の両名を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

早速、議題に入ります。

議案第1号「漁業許可の制限措置の内容等について（諮問）」を議題に付します。事務局から説明をお願いいたします。

長根事務局長

それでは、説明いたします。

議案第1号資料の1ページ目を御覧ください。

これは、県知事からの諮問文です。件名及び本文のみ読み上げます。

漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）。

このことについて、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項の規定に基づき、貴委員会へ諮問します。

以上となりますが、これは漁業法に基づく規定により、今回諮問があったものであり、詳細につきましては、この後、県側から説明がありますので、事務局からは以上です。

会 長

それでは、県から補足説明をお願いいたします。

水産振興課 三橋副参事

はい、会長。

会 長

はい、どうぞ。

水産振興課 三橋副参事

それでは、議案第1号につきまして、補足説明させていただきます。

資料の方を1枚おめくりになって、2ページ目から説明いたします。

いつものように、漁業種類と漁業を営む者の資格、それから許可すべき船舶等の数について説明させていただきます。

2ページ目から、小型いか釣り漁業、するめいかです。

2ページ目につきましては、青森県内漁業者ということで、281隻となっております。

3ページ目です。

3段に分かれておりまして、上段は北海道に住所を有する漁業者ということで144隻。中段が、秋田県に住所を有する漁業者で5隻。次が、山形県に住所を有する者で3隻となっております。

4ページ目に参ります。

石川県に住所を有する者4隻、福井県に住所を有する者5隻、鳥取県に住所を有する者5隻となっております。

5ページ目に参ります。

島根県に住所を有する者で1隻、長崎県に住所を有する者で4隻となっております。

6ページに移ります。

岩手県に住所を有する者で26隻、宮城県に住所を有する者で6隻、千葉県に住所を有する者で1隻となっております。

7ページが新潟県に住所を有する者で1隻となっております。

続いて8ページ目でございます。

さめ片側留刺し網漁業でございます。

野辺地町に住所を有する者ということで1隻ということになっております。

続いて9ページでございます。

かれい・そい小型定置漁業です。

外ヶ浜町に住所を有する者で4名となっております。

10ページ目にいきまして、ほたてがい潜水器漁業、2段に分かれている上段は、

西共第51号ということで、むつ市漁協1名、下段の方は、西共第55号ということで、川内町漁協1名ということになっております。

続いて、なまこ潜水器漁業でございます。

これも2段に分かれていまして、上段はむつ市漁協1名、下段の方は川内町漁協1名となっております。

11ページ目でございます。

さざえ・あわび潜水器漁業ということで、久共第1・2号共同漁業権のうち秋田県に住所を有する者ということで、秋田県漁協1名ということになっております。

県からの補足説明は以上のおりでございます。

御審議の方、よろしくお願いいたします。

会 長

ただ今、事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見等がございましたらお願いします。

委 員

(「異議なし」の声あり。)

会 長

ございませんか。

特に御質問、御意見もないようですので、諮問どおりとすることといたしますが、御異議ございませんか。

委 員

(「異議なし」の声あり。)

会 長

ありがとうございます。

それでは、議案第1号「漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）」は、諮問どおりと決定し、県知事に答申することといたします。

なお、答申文の内容については、本職に一任願います。

次に議案第2号「青森県西部海区漁場計画について（諮問）」を議題に付します。事務局から説明をお願いします。

長根事務局長

それでは、説明いたします。

本件につきましては、今年の11月29日付け、青森県水産振興課長からの事前協

議の依頼により、12月12日に開催した第22期第2回青森県西部海区漁業調整委員会協議会において、委員の皆様から御審議いただいておりますが、今回、正式に県知事から諮問がありました。

資料1を御覧ください。

県知事からの諮問文です。件名及び本文を読み上げます。

青森県西部海区漁場計画について（諮問）。

このことについて、漁業法第64条第4項の規定に基づき別途のとおり諮問します。

以上となりますが、諮問に至った経緯等につきましては、この諮問文のとおりであります。今回、諮問のあった漁場計画の内容等の詳細につきましては、この後、県側から説明がありますので省略させていただきます。

事務局からの説明は以上です。

会 長

次に県から補足説明があればお願いします。

水産振興課 山形主幹

はい、会長。

会 長

はい、山形主幹。

水産振興課 山形主幹

それでは、議案第2号「西部海区漁場計画の諮問」について、私からは資料1から資料3の関係で説明させていただきます。

資料1が、今回、諮問させていただく青森県西部海区漁場計画の案一式です。

資料2が、計画に関する各漁場の図面。

それから、資料3は、参考資料ということになりますが、今回の漁業権切替えに係る基本方針2枚。それから、共同、定置、区画、漁業権種類別の一覧表、こちらが3枚ですか。最後が計画概要図、1枚に全ての漁場を掲載したものの。

以上が資料になります。

この西部海区漁場計画につきましては、先月の協議会で計画内容を一通り説明させていただきましたので、今回は、その時点からの変更点を説明させていただきます。

前回、12月12日の協議会終了後、本県計画について関係機関との協議を行いました。その中で資料3の、ページを振っていますけども、10ページを御覧いただきたいんですけども。

区画漁業権の一覧になるんですけども、当初、西部海区区画第4号、西区第4号としておりましたものの、これは深浦港内における区画漁業権なんですけども、これを新

規設定する計画としておったんですけども、港湾管理者との協議によりまして、区画漁業権は設定できないとされましたことから、事前に関係漁協さんには説明させていただいた上で、今回の計画案には、盛り込まないことといたしました。

この結果、西区5以降の区画については、番号を一つずつ繰り上げて、西区4、5、6という番号にして計画することとしています。

その他の件につきましては、前回協議会説明内容から変更はありません。

結果といたしまして、共同漁業権と定置漁業権につきましては、全て現行どおり計画。区画漁業権につきましては、10ページでいうと西区5号、こんぶ延縄式養殖業なんですけども、これが下前漁港から少し外海に出た場所になるんですけども、そこに1か所、区画漁業権を新設するという以外につきましては、現行どおりの計画という内容になっております。

議案第2号に関する私からの説明は以上です。

会 長

ただ今、事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見等がございましたらお願いいたします。

委 員

(「なし」の声あり。)

会 長

ございませんか。

御質問、御意見もないようですので、この諮問については、来月行われる公聴会での関係者の意見も集約して、次回の委員会で最終的に県に答申することと決定したいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

委 員

(「異議なし」の声あり。)

会 長

それでは、そのように決定いたします。

なお、公聴会の日程等について、事務局から案の説明をお願いします。

長根事務局長

公聴会の開催内容について説明いたします。

今回の諮問を受け、答申するにあたり、漁業法第64条第5項に基づき公聴会を開催しなければならないとされておりますが、この公聴会は、公聴会に関する手続き規

程の定めにより開催することとなります。

資料4を御覧ください。

これは、公聴会開催に関する公示の内容です。

一部省略いたしますが読み上げます。

青森県西部海区漁業調整委員会公示第1号、漁業法第64条第5項の規定により、青森県西部海区漁場計画に関する公聴会を次のとおり開催する。

令和5年2月〇日、青森県西部海区漁業調整委員会 会長 富田重基。

一、開催期日及び開催場所。

1、開催期日、令和5年2月20日、午後1時30分。

2、開催場所、青森市新町1丁目11の22、アラスカ会館「サファイアの間」。

二、公述者の範囲。

1、漁業権者以下、5までございます。

三の漁場計画の内容等につきましては、計画の内容等は、次の場所に備えておいて縦覧に供するというので、1の深浦町役場から25までありますが、関係市町村、関係漁協、青森県及び秋田県海区事務局及び県関係機関となっております。

次に2ページ目の四、その他であります。これは、今回の漁業法の改正により施行規則が変更になっております。これによりまして、この部分を公示することになります。

読み上げます。

漁業法施行規則第23条の規定により公聴会に出席して公述しようとする者は、当該事案に関して利害関係を有する理由及び述べようとする公述の概要を2月14日までに青森県西部海区漁業調整委員会に申し出なければならない。

公示案につきましては、以上です。

事務局からの説明は以上になりますが、県報登載時に若干の字句修正がある場合は、事務局一任ということで承認をお願いいたします。

よろしくをお願いいたします。

会 長

ただ今、事務局から説明があった内容で公聴会を開催することで、御異議、ございませんか。

委 員

(「異議なし」の声あり。)

会 長

それでは、そのように決定し、原案どおり公聴会を開催することといたします。

なお、公示にあたって若干の字句修正がある場合は、事務局一任といたします。

また、公聴会当日には、本日の議案第2号関係書類一式を忘れないで持参していただけるようお願いいたします。

それでは、次の議案に入りますけども、議長として、委員各位に提案がございます。

議案第3号「令和5管理年度におけるくろまぐろの知事管理漁獲可能量の当初配分について（諮問）」及び議案第4号「令和5管理年度におけるくろまぐろ知事管理漁獲可能量の変更に係る事前諮問について（諮問）」を一括で、いずれも関連があると思いますので、一括上程したいと思いますけども、皆さん、いかがでしょうか。

委 員

（「異議なし」の声あり。）

会 長

それでは、一括上程ということで、事務局から説明をお願いいたします。

長根事務局長

それでは、説明いたします。

まずは、議案第3号につきまして、資料1を御覧ください。

県知事からの諮問文です。件名及び本文を読み上げます。

令和5管理年度におけるくろまぐろ知事管理漁獲可能量の当初配分について。

くろまぐろに関する令和5管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、農林水産大臣から、令和4年12月13日付け4水管第2918号で通知があったことから、漁業法第16条第1項の規定に掲げる知事管理漁獲可能量を別紙のとおり定めることとしたいので、同条第2項の規定に基づき、貴委員会に意見を求めます。

以上となりますが、諮問に至った経緯等につきましては、この諮問文のとおりであり、今回の諮問は国から示された数量を本県漁獲可能量としてよろしいか意見を求めているものであります。詳細につきましては、この後、県側から説明がありますので、省略させていただきます。

続いて、議案第4号を説明いたします。

議案第4号の資料1を御覧ください。

これも県知事からの諮問文です。件名及び本文を読み上げます。

令和5管理年度におけるくろまぐろ知事管理漁獲可能量の変更に係る事前諮問について。

くろまぐろに関する令和5管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、今後、知事管理漁獲可能量の追加配分や都道府県間の融通等に伴い、今般の知事管理漁獲可能量の公表（公告）を変更する見込みであり、これらを迅速に処理する必要があります。

この際、漁業法第16条第5項で準用する第2項に基づき、貴委員会の意見を聴く必要がありますが、前管理期間と同様に、同法第124条に基づく協定の協定管理委員会等、関係漁業者の合意に基づく場合のみ、貴委員会に諮問せずに手続きし、手続き後に報告することで迅速化を図ることについて、貴委員会に意見を求めます。

以上となりますが、この件につきましても、諮問に至った経緯等につきましては、諮問文のとおりであります。

また、詳細につきましては、この後、県側から説明がありますので、事務局からの説明は以上とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

会 長

次に県からの説明をお願いいたします。

水産振興課 清藤総括主幹

はい、会長。

会 長

はい、どうぞ。

水産振興課 清藤総括主幹

それでは、議案3号、議案4号の説明をさせていただきます。

議案第3号資料1の裏面を御覧ください。

令和5管理年度、今年の4月から始まる管理年度についてなんですけども、国から示された基本配分、一番最初の配分については、小型魚は286.6トン、大型魚が506.3トンとなっております。

この数値は、昨年 of 全くの同様です。

根拠といたしましては、国際会議があったんですけども、その中で日本への増枠というのは、昨年度はあったんですけども、来年度についてはないということで、同じ数値となっております。

続きまして、議案4号についてですが、今後、国からのメリット措置というものが追加で配分されることとなります。消化率メリットですとか、その他、数種類のメリット措置があって、追加で配分されます。

これらについて、迅速に現場に反映させるために御理解をいただきたいと思い、諮問させていただきました。

説明については、以上です。

会 長

ただ今、事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から、何か御質問、御意見等がございましたらお願いします。

委 員

（「異議なし」の声あり。）

会 長

堀内委員、何か補足説明ございますか。

堀内委員

私の方から、県の提案には非常に賛成で、迅速に進めていただきたいと思います。

まぐろの量ですね、1週間、2週間で非常に変わってきます。スピード感を持ってやっていただければ、それは海区に対しては、事後報告でも、私は特段問題はないと思っております。

会 長

ありがとうございます。

他にございませんか。

それでは、他に御質問、御意見もないようですので、議案第3号及び議案第4号については、諮問どおり決定したいと思います。御異議ございませんか。

委 員

（「異議なし」の声あり。）

会 長

ありがとうございます。

それでは、そのように県知事に答申することといたします。

なお、答申文の内容等については、本職に一任願います。

続きまして、先ほどと同様に、議案第5号「西部海区管内におけるいかつり漁業の光力規制の指示について」、議案第6号「西部海区管内におけるいかつり漁業の操業の指示について」及び議案第7号「西部海区管内における自家用釣餌用いか釣り漁業の操業の指示について」を、これも上程を一括でしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

委 員

（「異議なし」の声あり。）

会 長

ありがとうございます。

それでは、一括上程ということで議題に付します。

事務局から説明をお願いいたします。

長根事務局長

それでは、説明いたします。

まず、議案第5号につきまして、議案第5号資料1を御覧ください。

これは、青森県小型いか釣り漁業協議会会長から、過剰光力設備の抑制による経営安定のため、令和5年1月6日付けで発せられた依頼文です。内容は、指示の有効期間を1年更新した以外は、昨年と同じとなっておりますので、読み上げは省略させていただきます。

続いて、資料2を御覧ください。

これは、令和5年度における当委員会の指示案です。前段のみを読み上げます。

青森県西部海区漁業調整委員会指示第1号、青森県西部海区管内におけるいか釣り漁業の光力規制について、漁業法第120条第1項の規定により次のとおり指示する。

令和5年2月〇日、青森県西部海区漁業調整委員会 会長 富田重基。

この指示の内容は、これまでと同様に協議会からの依頼内容を指示案としたもので、年次を1年更新した部分を除いて、昨年と同様であり、階層別の集魚灯の合計光力は御覧のとおりで、加えて20キロワット以内の作業灯を認め、水中集魚灯は使用禁止とする内容となっております。

続いて、議案第6号の説明をいたします。

これは、5トン未満船のいか釣り漁業について、平成3年度以降承認制といたしておりますが、委員会指示をそれ以来発動してきているものです。

資料1を御覧ください。

令和5年度漁期における指示案です。前段のみ読み上げます。

青森県西部海区漁業調整委員会指示第2号、青森県西部海区管内におけるいか釣り漁業の操業について、漁業法第120条第1項の規定により次のとおり指示する。

令和5年2月〇日、青森県西部海区漁業調整委員会 会長 富田重基。

以下、年次に係る部分を1年更新した以外は、昨年と同じ内容となっております。

次に資料2を御覧ください。

令和5年度の事務取扱要領案です。

昨年度との変更は、様式まで含めまして、年次に係る部分を1年更新した部分となります。

また、6ページの第4号様式、船橋楼に表示する標識の地図の色を令和5年度は赤色といたしました。

次に資料3を御覧ください。

これは、事務及び着業を円滑に進めるための内規となっております。

1の(1)は、適正な申請があった場合、アのケースの前年度実績船については、委員会の付議を不要とすること。イからカまでのケースは、委員会が事情やむを得ないと認め、会議に付することを省略して承認事務を進めてよいこととしているものです。

(2)は、前年度の承認内容や業界団体取り決め事項に対し違反等した場合の処理。

(3)は、承認隻数枠の設定。

(4)は、既に承認を有する者が東部西部の他の海区に操業区域を拡大する場合、新規扱いとしないこと、及び県外船について、陸揚げ同意の有無による扱いを規定しているものです。

2につきましては、次の議案の自家用釣餌用いか釣り漁業についての規程ですが、ほぼ本業のいか釣り漁業の操業承認に準ずる内容となっております。

続いて、若干触れましたが、議案第7号の説明をいたします。

これは、いか釣りを本業とせずに、自らの釣り餌用として使用するスルメイカの採捕のための操業承認であり、平成23年度から指示を発動しているものです。

議案第7号資料1を御覧ください。

令和5年度漁期における委員会指示案です。前段のみを読み上げます。

青森県西部海区漁業調整委員会指示第3号。

青森県西部海区管内における自家用釣餌用いか釣り漁業の操業について、漁業法第120条第1項の規定により、次のとおり指示する。

令和5年2月〇日、青森県西部海区漁業調整委員会 会長 富田重基。

内容につきましては、年次に係る部分を1年更新した以外は、前年度同様となっております。

資料2を御覧ください。

事務取扱要領案ですが、これにつきましても、昨年度との変更点は、様式まで含めて年次を1年更新した部分のみとなります。

以上が議案3件に係る事務局からの説明になりますが、県報登載時に若干の字句修正がある場合は、事務局一任ということで承認をお願いいたします。

よろしくお願いいたします。

会 長

次に県から補足等がございましたらお願いいたします。

水産振興課 三橋副参事

はい、会長。

会 長

はい、どうぞ。

水産振興課 三橋副参事

この件につきましては、県の方から補足説明等はありません。
よろしく願いいたします。

会 長

事務局の説明どおり、年次以外は、ほぼ昨年と同じということですが、御意見、御質問等ございますか。

委 員

(「なし」の声あり。)

会 長

ないようですので、原案どおり委員会指示を発動することといたしますけれども、よろしいでしょうか。

委 員

(「異議なし」の声あり。)

会 長

ありがとうございます。

それでは、議案第5号、議案第6号及び議案第7号は、原案どおり委員会指示を発動することと決定いたします。

なお、先ほど事務局から説明があったとおり、公示にあたっての若干の字句修正がある場合は、事務局一任ということをお願いいたします。

これで議案を終了し、報告事項に入ります。

青森県くろまぐろ大型魚漁業の知事管理漁獲可能量の変更について、県側から報告をお願いいたします。

水産振興課 清藤総括主幹

はい、会長。

会 長

はい、どうぞ。

水産振興課 清藤総括主幹

それでは、報告事項を説明させていただきます。

青森県の令和4管理年度、ただ今実施中の令和5年3月までの期間についてですが、青森県くろまぐろ（大型魚）の漁獲枠が605.9トンから589.9トンの16トンマイナスとなりました。

これについては、令和3管理年度に漁獲量の未報告がありました。数量については54.9トンなのですが、国との協議の結果、最終的に返還数量が16トンとなったことに伴い、令和4年12月12日付けで青森県の漁獲割を減らすという水産庁の通知に合わせて、青森県の漁獲枠を減らしたものです。

この605.9トンというのは、先ほど説明した当初配分枠506.3トンに繰り越しの数量、消化率メリット、融通メリットなどを付け足した数量になっていて、今回、16トン減らすことで、589.9トンになったということで、これがほぼ青森県の令和4管理年度の最終漁獲枠になったと考えます。

ただ、ほぼ、漁期が終わっているなので、これらは、できるだけ県外に融通するなどして、来年のメリット措置を獲得すべく、今、関係者と協議を続けているところです。

説明は以上です。

会 長

県側の報告が終わりましたので、委員各位から何か御質問等がございましたらお願いいたします。

堀内委員

はい、会長。

会 長

はい、どうぞ。

堀内委員

今、県の方から説明があったとおり、本来であれば54.9トンの水産庁の協議の上、前年度青森県は他県に融通しているということで16トンに収まりました。

今現在、東京、千葉、山陰、九州の方でも、水揚げが非常に多くなっております。県も迅速に取りまとめて他県の融通を早くしていただきたいと思っております。

以上です。

会 長

他にございませんか。

他にないので、以上、本日本日予定しました議事が全て終了しましたので、こ

れをもちまして、第22期第18回青森県西部海区漁業調整委員会を閉会します。

終了 午後2時6分